

日本国民で年令満二十年以上の者は選挙権を有する。ただし、禁治産者、一定の受刑者、選挙犯罪による選挙権及び被選挙権の停止中の者といった一定の欠格事由に該当する場合を除き、選挙権を有する。従つて、地方公共団体の議會議員及び長の選挙について、その選挙権の要件が「日本国民たる年令満二十年以上」の者で引き続き三ヶ月以上市町村の区域内に住居を有する者」と定められている。しかし、選挙権を有することは選挙権を行使する(投票)ことのも必要条件ではあるが、これをもってして選挙権行使の十分な条件とはならない。すなわち、選挙権の行使のためには選挙の当日実質的に選挙権を有していると同時に、

て、多数の選挙人によつて行われる選挙を混乱なく、公正かつ能率的に執行するために、選挙人名簿を確認する目的のために選挙人名簿制度があり、一定の要件のもとに選挙人名簿に登録された選挙人でなければ選挙権はない。

それでは選挙人名簿に登録されるためには、どのような要件が必要とされるのであろうか。

○当該市町村の区域内に住居を有する年令満二十年以上の日本国民である(一定の欠格事由に該当する場合を除く)

○当該市町村の区域内に住所を移した者で「転入届」の規定により届出をしたものについては、届出をした日から引き続き三ヶ月以上、

る者が選挙人名簿に登録されてないときは、登録めれを補充するために「補正登録」があります。

第八回統一地方選挙

昭和五十年四月十三日執行予定の新潟県議会の議員一般選挙について

(日程表)

| | |
|--------|--------|
| 昭和四十九年 | 登録基準日に |
| 十二月十七日 | より三箇月前 |
| 三月十七日 | 登録基準日 |
| 三月十八日 | 登録日 |
| 四月一日 | 告示 |
| 四月十三日 | 投票日 |

選挙権と投票資格

選挙人名簿に登録されていることが要求され、選挙人名簿に登録されていなければ、投票をすることはできない。

選挙人名簿とは

選挙人の範囲を確定しておくために選挙人を登録する公簿であつて、現代のように、社会組織が多様化し、有権者の増加、移動等の激しい時代において、有権者と非有権者とを正確に区別し、さらには二重投票といった事態を防止し

上、当該市町村の住民基本台帳に登録されている者に依つて行つて、以上のような登録要件に基づいて、選挙管理委員会は選挙人名簿に登録すべき者を調査し、登録を行うものであるが、この登録は常時行われるものでなく、一定の期日(登録基準日)において行われます。選挙人名簿の登録は毎年一回九月の定時登録と、選挙のたびごとに行われる選挙時登録によつて行われるもので、この登録基準日現在において登録要件を具備していない限り選挙人名簿には登録されないこととなります。

なお、例外的な措置として、選挙人名簿に登録される資格を有すかつ、引き続き、その資格を有す

新潟県議会の議員一般選挙執行予定が表のとおり決定されたことに基づき、永久選挙人名簿の選挙時登録は、次の者が登録、又は抹消されます。

新たに

登録される人

- 一、満二十才に達する人(昭和三十年四月十四日までに生れた人)
- 二、転入者(昭和四十九年十二月十七日まで転入届をされ、引き続き住所を有している人)

抹消される人

- 一、死亡者
- 二、転出者(昭和四十九年十一月十六日以前に転出届をされた人)
- なお、昭和四十九年十一月十七日以降十二月十二日までに転出届をされた人は、投票日の四月十三日

日まで抹消されますので投票できません。

◎十二月十三日以降に転出届をした人は原則的には投票ができませんが、県内転出者の場合は転出先の市町村から引き続き、県内に住所を有していること、の証明書の交付を受け転出前の市町村の投票所へ持参すれば投票できます。

「金のかからぬ選挙」の第一歩

私の提言

地方選挙と衆議院の解散も近いというので、「金のかからぬ選挙」というのが合言葉のようになっていた。ことに昨年七月の参議院選挙が史上最大の金権選挙として世間の批判を浴びただけに、金のかかる選挙にたいする政界人の反省や世間の監視はとくに厳しくなければならぬはずである。ところが今年になつてからの地方選挙の実態をみると、これまでの実態とあまり変わっていない様子がみえるのは嘆かわしい感じがする。もっとも国会で選挙法や政治資金規正法の改正に真剣に取り組んでいことは事実だが、いままでこのまままだ各党とも金力戦略を抜いていないように思う。

これは是非国民的立場に立つて、緊急に実現を急ぐべきであつて、不成立に終つたり、中途半端なものになつたのでは、日

本に金のかからぬ選挙の第一歩を深まるだけであろう。ただ法律を改正しなければ清潔な選挙はできないというのでは困つたことと、そんなことでは法律を改正しても清潔な選挙を実現することにはなるまい。幸い一部に候補者間で選挙運動について協定し、金のかからぬ運動が行われていくとの報道があるが、これはまことに好ましい方向だと思ふ。ただそれが強い世論をバックに、全選挙区民の合意といつた形で行われることが重要だと思ふ。それによつて有権者の自覚を喚起し、不当に金を使う候補者には票を入れぬという實際の効果をもつことにならなければならない。金のかからぬ選挙」を世論の力で推進する形の国民運動を考えてみてはどうであらうか。

民衆の自覚を高める上で第二の普遍運動とならぬでもあるまい。

(選挙機関紙より)